

特別支援教育就学奨励費について（お知らせ）

東大阪市教育委員会では、市立小中学校及び義務教育学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

この奨励費を希望される方は、学校へ申し出てください。学校から「申請書」を受け取り、学校へ提出してください。

【申請方法】 希望者へ「申請書」を配布しますので学校へ申し出てください

【対象者】 通常学級在籍で、他校の通級指導教室に通う際に電車・バスを利用している児童生徒

【支給内容】 他校への通級時の電車・バスの児童生徒の交通費（最も経済的な経路分）

【援助を受けられる方の目安】（令和6年度認定基準額見込み）

令和5年中の世帯全員の所得合計額に応じた支弁区分により、支給内容が変わります。

支弁区分	認定基準額（4人世帯の目安）（※1）
I 段階・II 段階	所得合計額 7 4 5 万円未満
III 段階（※2）	所得合計額 7 4 5 万円以上

（※1）この支給対象基準額は **4人世帯の場合の目安額**です。

社会保険料、生命保険料控除額、地震保険料控除額、世帯構成員の年齢等、各家庭の状況により上記の所得金額未満であっても、援助できない場合もあります。

（※2）支弁区分 I 段階・II 段階は最も経済的な経路分、III 段階は最も経済的な経路分の 1/2 を支給します。

【お問合せ先】 東大阪市教育委員会（学事課）

住所：東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話：06-4309-3272 FAX：06-4309-3838